

# 部活動に係る活動方針

青森県立三戸高等学校

## ○基本方針

- ・部活動顧問の適切な指導の下、生徒が自主的、自発的に行う活動を通して、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現や芸術文化等に親しむ機会の充実を図る。
- ・異年齢との交流の中で、部員同士や生徒と教師の望ましい人間関係を構築し、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する。
- ・生徒の心身の健康状態を十分に把握し、生徒の安全を何よりも優先する。

### 1 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動方針及び活動計画等を生徒、保護者に公表する。
- (3) 校長は、生徒や教職員の数、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から適切な数の部を設置する。
- (4) 管理職は、各部活動の活動内容の把握に努め、必要に応じて当該顧問と面談を実施し、適宜、指導・是正を行う。
- (5) 外部指導者を積極的に活用する。

### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、生徒と適切なコミュニケーションをとり、心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部活動顧問は、競技種目や分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 生徒が自ら限られた時間で効果があがるように練習内容等を計画し、主体的に取り組む態度を育成する。

### 3 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日1日、土・日に1日）
- (2) 週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。
- (3) 1日の活動時間は平日では2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- (4) 定期考査前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日程度の休養日を確保する。

### 4 学校単位で参加する大会等の見直し

様々な大会・試合に参加することが、生徒や部活動顧問に過度な負担とならないよう、参加する大会等を精査する。